

平成22年第4回潟上市議会定例会会議録（1日目）

○開 会 平成22年11月30日 午前10:01

○散 会 午後 0:57

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
会 計 管 理 者 佐 々 木 博 信	産 業 建 設 部 長 児 玉 俊 幸
水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎	教 育 次 長 鈴 木 公 悦
市 民 生 活 部 長 小 林 健 一	福 祉 保 健 部 長 鈴 木 司
総 務 課 長 藤 原 貞 雄	企 画 政 策 課 長 幸 村 公 明
活 性 化 推 進 室 長 関 谷 良 広	財 政 課 長 川 上 護
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	総 務 学 事 課 長 鎌 田 雅 樹
生 涯 学 習 課 長 菅 原 一	市 民 課 長 鈴 木 利 美
生 活 環 境 課 長 近 藤 進	社 会 福 祉 課 長 大 木 充
税 務 課 長 山 平 重 男	都 市 建 設 課 長 渡 部 智
農 業 委 員 会 事 務 局 長 根 一	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 ・ 監 査 委 員 会 事 務 局 長 三 浦 永 寿
追 分 出 張 所 長 三 浦 喜 博	幼 児 教 育 課 長 小 玉 隆

高齢福祉課長 伊藤 律子 健康推進課長 伊藤 正吉
代表監査委員 渡邊 晋二

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊藤 正 議会事務局次長 門間 善一郎

平成22年第4回潟上市議会定例会日程表（第1号）

平成22年11月30日（1日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 行政報告（市長）
- 日程第 5 報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 6 報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第 7 議案第64号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第65号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される潟上市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 9 議案第66号 潟上市特別会計条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第67号 潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第68号 潟上市土地取得事業特別会計条例を廃止する条例（案）について
- 日程第12 議案第69号 潟上市土地開発基金条例を廃止する条例（案）について
- 日程第13 議案第70号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第71号 ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第72号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第73号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第17 議案第74号 平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）について

- 日程第 1 8 議案第 7 5 号 平成 2 2 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 7 6 号 平成 2 2 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 7 7 号 平成 2 2 年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 7 8 号 平成 2 2 年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 2 議案第 7 9 号 平成 2 2 年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 3 議案第 8 0 号 平成 2 2 年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）（案）について
- 日程第 2 4 議案第 8 1 号 平成 2 2 年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 5 同意第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 2 6 発議第 7 号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 2 7 庁舎建設調査検討特別委員会審査報告
- 日程第 2 8 陳情第 8 号 辺野古への新基地建設、米軍訓練の全国への移転拡充を約束した「日米合意」の撤回を政府に求める意見書について
- 日程第 2 9 陳情第 9 号 大幅増員と夜勤改善で安全・安心の医療・介護を求める陳情書
- 日程第 3 0 陳情第 1 0 号 雇用と生活をまもる施策強化を求める陳情
- 日程第 3 1 陳情第 1 1 号 高齢者の生活実態に見合う年金引き上げを求める陳情
- 日程第 3 2 陳情第 1 2 号 最低保障年金制度の制定を求める陳情
- 日程第 3 3 陳情第 1 3 号 後期高齢者医療制度の廃止に関する陳情
- 日程第 3 4 陳情第 1 4 号 E P A 交渉及び緊急需給調整対策等に関する陳情書
- 日程第 3 5 陳情第 1 5 号 E P A 交渉及び緊急需給調整対策等に関する陳情書
- 日程第 3 6 陳情第 1 6 号 米軍への「思いやり予算」廃止の意見書採択を求める陳情
- 日程第 3 7 陳情第 1 7 号 学校薬剤師報酬改善に関する陳情書

日程第 3 8 陳情第 1 8 号 TPP の参加に反対する陳情

午前10時01分 開会

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第4回潟上市議会定例会を開会致します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長（千田正英） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番小林悟議員および12番岡田曙議員を指名致します。

【日程第2、会期の決定】

○議長（千田正英） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮り致します。本定例会の会期は、11月22日開催の議会運営委員会において審査の結果、本日30日から12月14日までの15日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月14日までの15日間と決定しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長（千田正英） 日程第3、諸般の報告に入ります。

議長としての報告事項は、お手元に配付してある報告書のとおりですので、朗読、説明は省略します。

次に、議会運営委員長からの報告を行います。9番戸田議会運営委員長。

【議会運営委員会の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） おはようございます。議会運営委員会の報告を致します。

議会運営委員会は、11月22日に委員、正副議長、当局からの説明員として副市長、総務部長の出席のもとに、11月26日に委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、報告第10号、報告第11号については本会議にて報告、議案第64号の条例改正（案）は本会議にて、議案第65号、66号、67号の条例改正（案）、議案第68号、69号の条例廃止（案）については総務文教常任委員会へ付託、議案第70号、71号、72号の指定管理者の指定は産業建設常任委員会へ付託、議案第73号から議案第81号までの各会計の補正予算（案）は所管の委員会へ付託という区分で行うことと致します。

付託につきましては皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情については、お手元に配付の陳情一覧表のとおり、各所管の常任委員会へ付託することと致します。

一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。

抽選の結果、12月2日木曜日の1番めに12番岡田 曙議員、2番めに19番佐々木嘉一議員、3番めに14番藤原典男議員、4番めに1番中川光博議員、12月3日金曜日の1番めに2番大谷貞廣議員、2番めに4番藤原幸作議員、3番めに5番菅原理恵子議員となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会審査について申し上げます。

常任委員会審査は、各委員会ともに12月6日月曜日の午後1時30分からの開催とします。

発議について申し上げます。

潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）が提出されております。初日の日程として取り扱いすることと致します。

庁舎建設調査検討特別委員会の審査報告について申し上げます。

11月25日付けで委員長より議長あてに報告書が提出されております。初日の日程として取り扱い、委員長より報告するものと致します。

なお、報告には陳情第6号の審査結果も含まれておりますので、陳情第6号については初日に採決までを行うことと致します。

要請書について申し上げます。

稲作農家の経営安定対策に関する緊急要請などの要請・要望書が議長あてに提出され

ております。お手元に写しをお配りしておりますので、ご活用いただきたいと思います。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） 議会運営委員長からの報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、行政報告】

○議長（千田正英） 日程第4、市長より行政報告がありますので、これを許します。石川市長。

○市長（石川光男） 皆さん、おはようございます。

そして傍聴者も早朝から大変御苦労さまでした。

本日ここに、平成22年第4回定例会を開会しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございました。

提出議案の審議に先立ち、第3回定例会以降の市政にかかわる主な事項の報告と提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、潟上市総合発展計画後期基本計画の策定について申し上げます。

私の一貫した政治姿勢は、現場主義を旨とした「市民の目線に立った行政運営」であり、今後も市民と共に汗を流し、地域づくりや地域間交流を進めていながら、より魅力的な夢と希望の持てる「まち」を創っていくことを一番の主眼に置いております。

このような観点から、市議会議員をはじめ各種団体の長、識見を有する方や公募による一般の市民など35人で構成する「潟上市総合発展計画検討委員会」を11月10日に開催しております。本計画は市民の皆様の意見や提言等を反映していく、いわば「市民による手づくり」の策定を目指していくものであります。平成18年に策定した本計画の基本構想（理念）は継承し、新たに平成23年からの5年間の後期基本計画を策定し、あわせて実施計画については3年間とし、毎年ローリングしながら、その実現に向けての取り組みを明らかにするものであります。

委員会での協議・検討終了後、議員の皆様の見解も拝聴しながら、次回定例会に基本構想（案）および基本計画（案）を提出する予定としております。

次に、自治基本条例策定について申し上げます。

自治基本条例の策定に当たっては、5人の応募者の中から選任した公募委員3人を含み、市民代表で組織する条例策定委員会を11月22日に開催しております。また、条例策定委員会のアドバイザーであります、秋田大学教育文化学部長の池村好道教授を講師と

してお招きし、策定委員会委員、庁内検討委員会委員および自治会の皆様を対象とした「自治基本条例講演会」を開催致しましたところ、多数のご出席をいただき、市民の皆様にも自治基本条例について学んでいただいた講演会であったと感じております。今後は、条例策定方針を定めた後、条例の素案づくりを行ってまいります。

また、この素案をもとに、多数の市民で構成する「100人委員会（仮称）」を設置し、一人でも多くの市民参加による条例の策定を目指すものであります。

次に、国・県の委託事業であります「緑の分権改革推進事業」について申し上げます。

クリーンエネルギー資源を把握し、最大限活用することにより、地域の活性化を図ることを目的とする緑の分権改革推進事業については、潟上市における風力発電の可能性調査を業者委託により着手済みであります。また、可能性調査を踏まえて市民ファンドの形成や経営の手法、風力発電関連産業の地元育成の検討を行う「緑の分権改革推進事業検討委員会」を地域産業関係者、市民代表等で組織し、11月11日に開催しております。今後は、可能性調査の中間報告を受けた後、本格的な協議に入り検討結果について年度内に報告書にまとめることとしております。

次に、潟上市地域福祉計画の策定について申し上げます。

子供から高齢者まで、また、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れたこの地域で、健康で安心して生活を送ることができるよう、地域福祉のあり方の方向性を明確にしていく「地域福祉計画」を策定中であります。10月15日に外部委員による検討委員会を開催、また、11月9日から19日まで、市内6地区において各地区の自治会長、民生児童委員、老人クラブ会長、婦人会役員の皆様との地域座談会を開催し、広く市民の意見を伺っており、今後は地域座談会での意見等を反映させた計画（案）を検討委員会等に諮り、次回定例会に同計画（案）を提出する予定としております。

次に、都市計画マスタープランの策定状況について申し上げます。

都市の将来ビジョンとその実現に向けた具体施策の基本方針を明確にすることを目的とした「潟上市都市計画マスタープラン」は平成23年3月の策定を目指し、事務を進めております。現在、市当局が作成した原案をもとに、庁内検討会議、策定委員会において審議を重ね、去る11月10日から19日にかけては市内6地区において、都市計画法第34条第11号の指定制度もあわせた説明会を開催しております。また、11月24日開催の自治会長会議においても同様の説明を行っております。今後は、説明会等での意見を反映した計画案について再検討し、次回定例会に報告してまいります。

次に、農業の概況について申し上げます。

水稻については、今年は初期生育がかなり遅れた圃場が見られ、7月上旬には草丈が長く莖数は不足気味となりました。出穂は平年より2、3日早まりましたが、刈り取り期の断続的な雨で倒伏が広がり、等級の低下が心配されたところでもあります。

東北農政局秋田農政事務所が発表した10月15日現在の本県の作況指数は、9月時点より1ポイント下がって「93」となり、群馬県「82」、埼玉県「86」に次ぐ低水準になっております。特に、県中央部は「90」の不良で、10a当たりの予想収量は、平年を54キロも下回る519キロとなっております。

また、米の品質低下も顕著で、1等米比率の県平均は75.8%となっております。

本市の10月末現在の1等米比率は87.2%と県平均より高いものの、昨年の97%を大きく下回っており、高温障害による乳白米や着色粒が等級低下の主な要因となっております。

果樹の和梨については、春先から懸念されていた霜害の影響により集荷量は大幅に減少しております。特に本市の主力品種「幸水」は、平年の65%程度で品質も変形果や小玉果傾向となりました。幸い全国的な和梨の出荷量不足により、幸水は昨年より高単価で推移しましたが、豊水、その他の品種は販売単価・集荷量とも減少しております。

花卉の輪菊も日照不足と高温による虫害や採花本数の低下、遅延もありましたが、適期・適量出荷に努めたこともあり、高単価で販売されております。また、シクラメンなどの鉢物は11月上旬から出荷されており、品質と生産数量は天候の影響により多少のバラツキが見られましたが、おおむね例年並みとなっております。

転作大豆については10月下旬から刈り取りが始まっておりますが、天候不順により作業は遅れている状況で、収量の減収および品質の悪化など、大粒は平年の40%程度となっております。

以上、本市の農業概況についてご報告致しましたが、今年は異常気象により、水稻を主体として農作物が大きく減収しており、米価の下落と品質低下も重なり農家経営は非常に厳しいものとなっております。

こうした状況に市農業委員会では、農家救済に対する要望書を秋田みなみ・あきた湖東の両農業協同組合に提出し、生産資材代金決済日の延期や利息の減免、緊急営農資金の貸付手当等の支援を要請しております。また、本市に対しても資金の利子補給措置についての要望書が提出されており、秋田県農業会議からも同様の要請を受けております。

このような事態に、県では異常気象に伴い収入の減少が見込まれる農業者に対し「営農維持緊急支援資金利子補給事業」を、また、秋田みなみ農業協同組合では「営農経営支援資金事業」を新規に創設し、農家の救済対策に取り組んでおります。市でも、これと連携を図りながら農家の営農に必要な運転資金の利子補給を行うこととし、本定例会に關係予算を計上しておりますので宜しくお願い申し上げます。

次に、地域再生事業について申し上げます。

農山漁村活性化施設の建設に關連し、海産物売場における運営については、テナント方式によることとして、9月1日から15日までの期間、市広報9月号およびホームページにて募集致しました。期限までに市内の4名の方より応募があり、10月25日に選定委員会を開催し、株式会社丸信魚商をテナント業者として選定しております。今後は入居スペースに係る打ち合わせなどを進めてまいります。

また、施設の愛称については、市広報10月号およびホームページで募集したところ、10月29日の応募期限までに60件の応募があり、最終選考に向けた準備を進めているところでございます。

さらに、特産品の産地間交流による魅力ある施設とするため、宮崎県都城市に対し「産地間交流」の提案をしております。都城市は、本市出身の偉人「石川理紀之助翁」が明治35年に開田事業に出向いた地であり、畜産やお茶などの産地として知られております。都城市からは本市の提案に対し、ご快諾をいただき、これを受けて先般、職員を都城市へ派遣し、交流に向けた協議を行っております。今後は、具体的な内容等についてさらに協議を進め、双方の連携を深めることとしております。

なお、農山漁村活性化施設建設工事の進捗状況については10月末日現在で約37%となっており、関連工事を含めた進捗に努め、来年度のオープンを目指しております。

次に、フットボールセンター整備事業について申し上げます。

鞍掛沼公園多目的広場（陸上競技場）を改修し整備を進めているフットボールセンター整備事業につきましては、現在、人工芝の敷設を実施しており、今後、日本サッカー協会の人芝の公認検査を受けることとしております。この工事に付帯する夜間照明設備およびクラブハウスにつきましては、平成23年3月18日までの工事期間とし、4月下旬のオープンを目指しております。

次に、証明書自動交付機による各種証明書の自動交付サービス開始について申し上げます。

このサービスは、市役所各庁舎および追分出張所に設置された証明書自動交付機に住
民基本台帳カード（住基カード）を入れ、暗証番号を入力することにより、住民票の写
しなどを受け取ることができるもので、住基カード利用による同サービスの導入は秋田
県内では2番めとして、10月1日に稼働致しました。

10月の利用状況は、発行数138件、うち休日と夜間の利用は25件となっております。
今後も利用促進につながるよう、市民の皆様への周知に努めてまいります。

次に、民生児童委員・主任児童委員の委嘱について申し上げます。

12月1日の民生児童委員・主任児童委員の全国一斉改選により、市では86人に対し厚
生労働大臣からの委嘱辞令を伝達することになっております。昨今、民生児童委員・主
任児童委員の果たす役割は複雑多様化している中にありまして、潟上市地域福祉の中核
的役割を担っていただくものであります。なお、委員の任期は3年であります。

次に、子宮頸がん予防接種事業について申し上げます。

子宮頸がん予防接種事業は、少子化対策の一環として、中学生を対象に接種料金の全
額助成を行っておりますが、当初の接種目標数208人を大きく上回り、9月末現在、実
数にして342人、接種率は3年生で78.8%となっており、全学年でも65.6%の接種率と
なっております。

市民の関心の高さはもちろんのこと、夏休み前に学校等を通じて接種を再勧奨したこ
とや、接種料金の全額助成をしたことがマスコミでも取り上げられ、注目されたことが
接種率の増加にもつながったものと思われまます。

次に、インフルエンザ予防接種事業について申し上げます。

新型インフルエンザの予防接種事業は、今年度も引き続き行っているところでありま
すが、10月1日からは新たな新型インフルエンザ予防接種事業として開始しております。
昨年度との大きな違いは、今年度の新型ワクチンは季節型と新型が混合された3価ワクチ
ンとなったことと、対象者に制限がなく、全市民が接種できるようになったことであり
ます。

今季のインフルエンザ予測では、新型、季節型ともに流行の懸念があることから、市
と致しましても昨年同様に全市民へ接種費用の助成を行いますが、特に子育て世代や高
齢者の負担軽減を図るため、2回接種が必要な小児には4,550円、妊婦や中高生および
高齢者には2,000円の助成を行うことで接種率を高め、流行の防止に努めてまいります。

次に、日本脳炎定期予防接種事業について申し上げます。

日本脳炎定期予防接種は平成17年度以降、従来のワクチンによる重症の副反応の事例が出たことから、予防接種が控えられておりましたが、このたび新しいワクチンの安全性が認められ、3歳児に対しては積極的な接種勧奨が指示されております。それ以外の対象年齢内にある方についても、国の予防接種規則の一部改正を受け、予防接種の不足回数分の接種が可能となり、これによる予防接種を約2,000人分見込んでおります。

これらの予防接種事業に関しましては、本定例会に係る予算を計上しておりますので宜しく願い申し上げます。

次に、自殺予防対策事業について申し上げます。

市では、自殺対策の一環として「いきいき心の健康づくり講演会」を10月21日に勤労青少年ホーム、28日に飯田川公民館においてそれぞれ開催し、弁護士や民間の自殺予防活動団体から、うつ病や多重債務についての講話をいただいております。本事業は、潟上市自殺予防連絡会をはじめ潟上市健康生活推進協議会などの協力のもとで開催したもので、両日とも約100名の参加がありました。

また、弁護士やソーシャルワーカー（社会福祉士）による無料困りごと相談会や、メンタルヘルスサポーター（心の健康づくり支援ボランティア）養成研修などを定期的で開催し、さまざまな心の問題の解決の一端を担っております。この後も引き続き自殺予防の啓発に努めてまいります。

次に、潟上市ふるさと観光大使について申し上げます。

市では、本市の出身者やゆかりのある方で各方面で活躍されている方に、観光や物産など潟上市の持つ魅力を無償でPRしてもらう「潟上市ふるさと観光大使」を創設しました。

この観光大使第1号に、父親が飯田川下虻川出身でテレビドラマや映画などで活躍中の俳優・照英氏（本名・高橋照英）を委嘱しております。10月19日、天王庁舎で委嘱状の交付式を行い、鷺舞工房で作られた木製の委嘱状と照英氏の似顔絵入りのこけしを直接ご本人に手渡しております。今後、自然豊かな本市を第2のふるさととして、折に触れ、全国にPRしていただくこととなります。

次に、バイオ燃料を利用した自動車の走行実証試験について申し上げます。

昨年11月に昭和工業団地内に完成した「バイオエタノール製造実証設備」では、稲わらを原料にバイオエタノールの製造が行われておりますが、去る10月6日には、この実証プラントで製造されたバイオエタノール100%を燃料とした自動車の走行実証発表会

が大潟村ソーラースポーツラインで行われております。今回の走行実証試験では、自動車の安定走行と本エタノールが自動車燃料として基準を満たしていることが確認されたところであり、今後も、排気ガス・出力・燃費・始動性について調査・研究を進めるとともに、商業化に向けてバイオ燃料の低コスト化の実現を目指すこととしております。

次に、教育関係について申し上げます。

はじめに豊川小学校の統合について申し上げます。

このことについては、先の議会全員協議会において皆様にご報告申し上げたとおりですが、今年度に入り、豊川コミュニティ推進協議会、豊川地域振興推進委員会、豊川地区自治会、豊川小PTA、東保育園保護者会の5団体による話し合いが行われており、豊川小PTAを除く4団体からは、豊川地域の活性化策を推進するためにも「豊川小学校は速やかに統合すべきである」という意見が出されております。

教育委員会では、さらに地域全体としての意向を確認するために、9月16日に豊川地区の自治会長の皆様からお集まりいただき、統合について改めて説明し、それぞれの地域の意見集約をお願いしたところ、平成23年4月の統合については大部分が賛成であるという意向を確認しております。

しかし、豊川小児童の保護者からは「このまま存続できないのか」、「子供たちにとっての最後の運動会、最後の学習発表会ができなかった」、「短期間で統合の準備ができるのか」などのご意見があり、いまだに同意を得られない状況にあります。

教育委員会としては、現段階の状況では平成23年4月の統合は時間的に間に合わない判断したところであります。今後も引き続き、保護者の皆様からご理解をいただくよう粘り強く説明に努めてまいりますので、議会をはじめ関係各位のご理解、ご協力を宜しくお願い申し上げます。

次に、幼保一体化への取り組みについて申し上げます。

追分保育園と追分乳児保育園の統合による「追分保育園」の新園舎を、現在の追分保育園敷地内に建築中であり、平成23年4月の供用開始に向けて工事は順調に進んでおり、本定例会には竣工式を執り行うための関係予算を計上しております。

また、統合により「追分乳児保育園」を廃止するための条例（案）を本定例会に提出しておりますので、宜しくご審議のほどお願い致します。

また、出戸幼稚園を0歳児からの入園に対応できるよう認定こども園として整備する

ための、「出戸認定こども園（仮称）施設整備事業」については、設計者を選定するに当たり、より質の高い設計内容とするため、指名型プロポーザル方式により行い、去る10月22日に開催した審査委員会で厳正な審査の結果、株式会社渡辺佐文建築設計事務所が選定されました。

園児や保護者にとって、機能的で安心・安全な保育環境が実現されるよう、設計内容についてさらに熟考を重ね、来年度の建設着手を目指してまいります。

次に、文化祭・産業まつりについて申し上げます。

今年度の文化祭・産業まつりは10月23・24日に天王会場と昭和会場で開催致しました。出展作品は、絵画、書道、陶芸等が天王会場で1,270点、昭和会場で900点ありました。いずれも力作揃いの作品で、感嘆したところであります。

また、羽城中学校体育館を会場に行われた文化講演会は、元力士で大相撲解説をはじめ、さまざまな舞台で幅広い活躍をなさっている舞の海秀平さんが「可能性への挑戦」を演題に講演し、約500人の市民に大きな感動を与えてくださいました。

かたがみコンサートは、天王中学校体育館を会場に、「輝く未来を風に乗せ 心に響け 湧上のメロディー」をテーマに市内3中学校吹奏楽部と秋田県立秋田西高等学校吹奏楽部による演奏と、第2部では市内コーラスグループによる合唱が行われ、多くの来場者を魅了致しました。

また、文化祭と同日開催された産業まつりは、昭和体育館を会場に行われ、野菜、花卉、果実、加工品など192点の農産物の出品があり、大変な盛況でありました。

今年は、春先の低温・日照不足、夏場の猛暑などで栽培管理が大変だったと思いますが、出品された農産物はいずれも優れたものばかりでした。特にネギや根菜類は病害虫もなく高品質なものが多く見られ、農家の日ごろの高い生産意欲とたゆまざる努力に深く敬意を表する次第であります。ご指導、ご協力をいただきました秋田地域振興局をはじめ各関係機関に対し、感謝とお礼を申し上げます。

次に、平成23年度予算編成方針につきまして、その概要を申し上げます。

市の財政運営は、普通交付税や自主財源の伸びが期待できないことや、今後の国政による地方財政の影響が不透明なところもあり、依然として厳しいことが予想されます。

歳出面では、今後、社会保障費の伸びや幼保一体施設整備、小学校耐震改修等の大型事業が予定されていることから、国政等の情報収集に努め財源の確保を図るとともに、長期展望に立って職員一人一人が行政改革大綱を再確認し、経費節減をさらに進めるこ

ととしております。その中で、後期基本計画の初年度となる「潟上市総合発展計画」に盛り込まれた諸施策を積極的に推進させ、潟上市の「人づくり」「まちづくり」「夢づくり」に輝きを持たせるために職員の創造力と行動力を結集させ、取り組んでまいります。最後に庁舎建設について申し上げます。

6月から半年間にわたって審議されてきました市議会庁舎建設調査検討特別委員会での内容をまとめた「庁舎建設調査検討特別委員会報告書」が提出され次第、その内容を尊重しながら、今後は市民の皆様へ広報やホームページ等を通じ、庁舎建設について積極的に情報発信をし、理解を得ながら進めてまいります。

本定例会には、損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告2件、議案として潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）外5件の条例案、指定管理者の指定3件、平成22年度潟上市一般会計補正予算（案）外各会計補正予算（案）8件ならびに人権擁護委員候補者1名の推薦についての案件を提出しております。

以上が行政報告ならびに本定例会に提出しております議案であります。適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（千田正英） これで市長の行政報告を終わります。

【日程第5、報告第10号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて） および 日程第6、報告第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）】

○議長（千田正英） 日程第5、報告第10号および日程第6、報告第11号、専決処分の報告についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

報告第10号および報告第11号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、私の方から第4回潟上市議会定例会提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページめをお願い致します。

報告第10号、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第

2項の規定によりこれを報告する。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

2ページをお願い致します。

専決処分書であります。3ページの報告第11号も同様に、報告第10号および第11号は、地方自治法第96条第1項第13項の規定によりまして、損害賠償の額を定めることについて同法第180条第1項の規定に基づき専決処分するものでございます。

報告第10号の内容につきましては、相手方は宮城県名取市●●●●●●●●●●の●●●●●さんでございまして、損害賠償額1万80円で示談が成立したものでございます。

概要につきましては、平成22年8月14日、相手方が潟上市役所昭和庁舎東側の敷地内において、自家用車を止め、徒歩で移動していたところ、豪雨等の災害時のために集積していた土のうの管理部材の一部が木片に釘が打ち込まれた状態で同敷地内の雑草の中にあり、この釘を踏んで右足子指付近を負傷したものでございます。

続きまして、3ページをお願い致します。

報告第11号、専決処分の報告についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

4ページをお願い致します。

専決処分書であります。報告第11号の内容は、相手方は潟上市昭和●●●●●●●●●●●●番地●、●●●●●さんでございまして、損害賠償額は1万9,950円の示談が成立したものでございます。

概要につきましては、平成22年8月13日、潟上市昭和大久保字北野武利子沢地内の市道におきまして、相手方が道路横断側溝を自家用車で通行した際に、設置状況が不安定であったグレーチングのふたが跳ね上がり、タイヤとホイールを損傷したものでございます。

以上2件の損害賠償金の支払いについては、本市が加入しております全国町村会総合賠償補償保険の代理店であります株式会社損害保証ジャパンから全額支払われることになっております。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより報告第10号および報告第11号について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

【日程第7、議案第64号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)について】

○議長(千田正英) 日程第7、議案第64号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第64号について当局より提案理由の説明を求めます。山口総務部長。

○総務部長(山口義光) それでは、議案書の5ページをお願い致します。

議案第64号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(案)についてであります。

潟上市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように改正するものであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、人事院勧告および県人事委員会の勧告にかんがみ、一般職の職員の給料月額、期末手当および勤勉手当の額の改定を行うとともに、55歳を超える職員に対する給料月額の支給に当たっては、当分の間その一定割合を減ずる措置を講ずる等の必要があり、また、常勤の特別職についても期末手当の額の改正を行う必要があるため、関係条例の関係部分を改正するものでございます。

主な改正内容は、別紙参考資料に条例(案)の新旧対照表がありますけれども、まず1つめとして中高年齢層の職員にかかわる給料月額を平均0.1%下げるものでございます。

2つめとしては、当分の間、6級以上の55歳を超える職員にかかわる給料月額を1%減額するものであります。

3つめとしては、12月支給の期末手当を0.1%分引き下げるものであります。

なお、特別職の期末手当は0.075月分引き下げを行うもので、以上につきましては平成22年12月1日の施行となります。

また、特別職の平成23年6月の期末手当の支給割合を1.4か月から1.375か月に引き下げ、同年12月の期末手当の支給割合を1.525月から1.550月分に引き上げを行うものであります。これにつきましては平成23年4月1日からの施行となります。

この勧告に伴う影響額につきましては、総額で22年度については1,461万5,000円の減額となります。このほか平成22年12月12日に支給する期末手当に関する特別措置を定めるとともに、市職員の育児休業等に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例について所要の規定の整理を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） このことにつきまして県の人事委員会から指導があったのかどうかそれが一つと、あとは55歳以下と以上では月額どれぐらいの賃金減になるのか、そこから辺を教えてくださいたいと思います。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原議員にお答え致します。

県の指導ということよりも、このことについては国の人事院勧告および県の人事委員会の勧告を照らし合わせて市の方で判断したということでございます。

それから、55歳以上の方々のその給与差についてでございますけれども、平均4,000円の減になるということで、55歳以上については平均4,000円以上の減になるということになります。ですから、そういう面から見れば一般の方々と55歳では4,000円の差がつくということでございます。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。まず、原案に反対者の発言を許します。ございませんか。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典男） 提案されております議案第64号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について、私はこの条例案に反対の立場から討論を致します。

この条例案の提案理由として、人事院勧告および県人事委員会の勧告にかんがみ、一

般職の職員の給料月額、期末手当および勤勉手当の額の改定、55歳を超える職員の給料月額の減額の措置、そして常勤の特別職の期末手当の改定を行う必要があるということで関係部分を改正するとありますが、私はこの中で特別職の部分を除く一般職、そして55歳を超える職員の給料の期末手当の部分についてのみ反対致します。

反対の1番目の理由は、人事院勧告制度についての現在での疑問からです。

公務員は自分たちの労働条件の向上や地位の確立のために、ストライキをはじめ団体交渉をする権利が制限されているかわりに、十分意見を反映することができるようその交渉権を尊重しなければいけない立場から人事院の勧告の制度ができたと思われま。公務員にとって大事な労働基本権だと思います。しかし、その労働基本権が今、毎年毎年の勧告を見る限り、おざなりになっているのではないのでしょうか。この制度がいまや対象となる職員の最たる労働条件である賃金の部分に対し、ここ数年の間、減額の措置を勧告していることは、この制度が出来上がった趣旨と大きく違うのではないかと思われま。

今、地方分権が叫ばれる中、人事院勧告および県人事委員会の勧告に対し、自立した自治体のあり方を示してもいいのではないかと思われま。その中でも今回の措置の特徴は、年齢による差別を行っている点です。国家公務員の給与は、その職務に応じて定めるとあります。しかし今回の措置は職務を変えずに賃金を引き下げるというもので、職務級の原則に反するものです。一定の年齢に達したことのみを理由に賃金を引き下げることは、能力・実力主義に反しております。今、50歳代後半層の職員は、子供の大学の教育費、家のローンの支払い、もしかしたらまだ就職できない子供のための生活費、親の少ない年金や介護への支出、援助等、大変な家計状況も予想されます。賃金を減額しないでほしいという本音の声がそこに渦巻いていると思われま。

反対の2点目の理由は、潟上市の職員給与が今どの位置にあるかという点です。

職員給与は全国的なものさしで見ることができます。どうなっているのかというと、ラスパイレス指数は平成20年度の全国の平均は98.3、平成21年度は98.4となっております。市町村の平均でも21年度が94.2となっております。秋田県は21年度98.4となっております。秋田市は100.9です。潟上市は平成21年度で89.1、全国平均より随分低く、秋田県の市の中では下から2番め、市町村を含め下から5番めとなっております。このような状態では人事院勧告を半分に抑えてもいいのではないかと思われま。地域の労働者の賃金や経済にも大きく影響すると思われま。

そして3点めの理由は、合併後6年近く経過したこの間の職員の頑張りを評価し、少しは賃金面で考慮してもいいのではないかという思いであります。合併時と現在を比べてみますと随分変わりました。その指数となるのが財政力指数です。現在は0.36%と大分改善されました。また、経常収支比率は平成20年度は94.4%、平成21年度は92.5%、合併時から見るとかなりの善進を見ております。そして市債、借金残高もかなりの減額となっております。その一方で基金、貯金残高ですが、平成21年度には18億5,736万6,000円となっております、着実に市政の力は善進してきております。この背景には、市長の指導もありますが、職員が一丸となって市民に喜ばれる潟上市を創っていこうという気概と努力の結果だと思えます。市民の運動会や行事などを休日返上して市民のために奉仕してきたこと、その思いに市当局としても職員の努力に報いるため、やむを得ない人事院勧告には全面実施ではなく、半分とか、見送るとか、何分の1にとどめるとか、そういうふうなことでもよいのではないのでしょうか。そうすべきだと私は思います。今、提案している以上、提案を撤回するという事にはならないかもしれませんが、来年度の人事委員会勧告には職員の生活実態、頑張りを考慮しながら対応していただきたい、そういうふうにするべきではないかという思いも込めまして私は提案されている今回の条例案に対しては反対を致します。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） これで討論を終わります。

これより議案第64号を採決致します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

【日程第8、議案第65号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される潟上市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について および 日程第9、議案第66号 潟上市特別会計条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第8、議案第65号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される潟上市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）について および 日程第9、議案第66号、潟上市特別会計条例の一部を改正する条例（案）についてを一括議

題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第65号および議案第66号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、議案書の19ページをお願い致します。

議案第65号、外国の地方公共団体の機関等に派遣される潟上市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される潟上市職員の処遇等に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、人事院規則18-0の一部改正に伴いまして、一般の派遣職員の給与の算定方法等所要の規定の整備をする必要があるために条例の関係部分を改正するものでございます。

20ページに外国の地方公共団体の機関等に派遣される潟上市職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の改正部分と別紙資料にはその新旧対照表がございますけれども、主な改正内容につきましては、一般の派遣職員に対して派遣先の勤務に対し報酬が支給されないとき、または報酬の額が低いと認められるときに限り給与の100分の100以内を支給することとするものでございます。

施行については、この公布の日からとなりますけれども、なお、この条例に関する本市の職員については該当者はございません。

続きまして、議案書の21ページをお願い致します。

議案第66号、潟上市特別会計条例の一部を改正する条例（案）についてであります。

潟上市特別会計条例の一部を次のように改正するものとする。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、有線放送事業が平成22年10月1日からは指定管理者制度に移行したことに伴い、平成23年度以降は特別会計として独立して経理を行う必要がなくなることから、潟上市有線放送事業特別会計を廃止するために条例の関係部分を改正するものでございます。

22ページの方に潟上市特別会計条例の一部を改正する条例（案）、改正部分と、それから別紙資料についてはその新旧対照表がございますけれども、改正内容は平成22年末

をもって有線放送事業特別会計を廃止するために、特別会計条例の中から潟上市有線放送事業特別会計を削除するものでございます。

施行につきましては、平成23年4月1日からとなります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

17番。

○17番（堀井克見） 先ほどもちょっと触れましたけど、65号と66号が提案される議案の内容が違って、一括上程と、議運で決めたからと。議運で決めたというのは一つの指南をするだけであって、最終的にやっぱりどういう議事整理を行うかということは、本会議場において最終決定されると。それに基づいて議事整理があなたの責任において進めていくと、これが会議のルールですよ。内容が全く違うものが、どういうわけで65号と66号が一括上程されるのか、逆にその理由をきちっと説明いただきたい。少なくとも今までの潟上市議会の中では、このような議案が一括上程されて議題に付されたという前例は私はないという認識を持っていますが、今回一括上程されたということの確固たる根拠と理由がなければできないでしょう。それを説明願いたい、議長から。

（「議長、暫時休憩して」の声あり）

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時56分 休憩

.....
午前11時03分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

【日程第10、議案第67号 潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（千田正英） それでは、日程第10、議案第67号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第67号について当局より提案理由の説明を求めます。鈴木教育次長。

○教育次長（鈴木公悦） ただいま上程いただきました議案第67号についてご説明申し上げます。

議案第67号、潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）について。

潟上市立保育所条例（平成17年潟上市条例第115号）の一部を次のように改正するものとする。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由でございますけれども、追分保育園および追分乳児保育園の施設の老朽化により、追分乳児保育園の機能を追分保育園に統合して新たに施設を整備することに伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願いします。

潟上市立保育所条例の一部を改正する条例（案）

潟上市立保育所条例（平成17年潟上市条例第115条）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「潟上市立追分乳児保育園 潟上市天王字長沼132番地9」を削る。

附則でございますけれども、この条例は平成23年4月1日から施行するというところでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第11、議案第68号 潟上市土地取得事業特別会計条例を廃止する条例（案）について および 日程第12、議案第69号 潟上市土地開発基金条例を廃止する条例（案）について】

○議長（千田正英） 日程第11、議案第68号、潟上市土地取得事業特別会計条例を廃止する条例（案）についておよび日程第12、議案第69号、潟上市土地開発基金条例を廃止する条例（案）についてを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第68号および議案第69号について当局より一括して提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 議案書の25ページをお願い致します。

議案第68号、潟上市土地取得事業特別会計条例を廃止する条例（案）についてであります。

潟上市土地取得事業特別会計条例を次のように廃止するものとする。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、平成22年度で債務負担行為に基づき償還を完済するほか、今後、公共用地先行取得事業を実施する見込みがなく、潟上市土地取得事業特別会計を

設置する必要がなくなったため、平成22年度末をもって条例を廃止するものでございます。

次のページをお願い致します。

潟上市土地取得事業特別会計条例を廃止する条例（案）の改正部分がありますが、この条例の施行は平成23年4月1日となります。

続きまして、議案書の27ページをお願い致します。

議案第69号、潟上市土地開発基金条例を廃止する条例（案）についてであります。

潟上市土地開発基金条例を次のように廃止するものとする。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由につきましては、今後、公共用地先行取得事業を実施する見込みがなく、本基金を設置する必要がなくなったため、平成22年度中に潟上市土地開発基金条例を廃止するものでございます。

28ページの方には潟上市土地開発基金条例を廃止する条例（案）の改正部分がありますが、この条例による廃止前の潟上市土地開発基金条例に基づく基金に属していた現金および土地は、この条例の施行の日において一般会計の方に移管、属するものとしてございます。

施行は平成23年3月31日となります。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第13、議案第70号 鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について から 日程第15、議案第72号 天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について】

○議長（千田正英） 日程第13、議案第70号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定についてから日程第15、議案第72号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定についてまで一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第70号から議案第72号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。
児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） それでは、私の方からただいま上程されました議案についてご説明を致します。

議案書の29ページをお願い致します。

議案第70号、鞍掛沼公園3施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市天王ふれあい交流センター

潟上市鞍掛沼公園展望塔

潟上市農山漁村活性化施設

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字江川上谷地109番地2

天王グリーンランド株式会社

代表取締役 鏡 利行

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

今回の指定管理者の指定につきましては、平成18年4月1日から実施している潟上市天王ふれあい交流センター、天王温泉くらの指定管理運営協定が平成23年3月31日で終了するとともに、新たに潟上市鞍掛沼公園展望塔、天王スカイタワーと潟上市農山漁村活性化施設、産直センター（仮称）を含めた3施設を一体として指定管理の指定を行うものでございます。

指定管理の指定の要件としましては、潟上市内で営む法人および団体とし、10月1日から市広報で募集を行い、その後、ヒアリングを実施し、11月11日に指定管理選定委員会を実施し選定したものでございます。

ちなみに、応募は天王グリーンランド株式会社1社でありましたが、審査の結果、天王グリーンランド株式会社に指定管理の指定をすることと致しました。

天王グリーンランド株式会社の概要につきましては、参考資料の22ページに掲載しておりますので、参考の上、ご審議くださるよう宜しくお願いをしたいと思います。

続きまして、議案書の30ページをお願い致します。

議案第71号、ブルーメッセあきた関連3施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

潟上市昭和地域農業総合管理施設
潟上市元木山公園グラウンドゴルフ場
潟上市昭和高齢者ふれあい館

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市昭和豊川竜毛字山ノ下1番地1
昭和総合開発株式会社
代表取締役 鏡 利行

3 指定の期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

今回の指定管理者の指定につきましては、平成18年4月1日から実施しているブルーメッセ関連施設の管理運営協定が平成23年3月31日で終了するとともに、新たに指定管理者の指定を行うものでございます。

指定管理者の指定の要件としましては、先ほど説明しました議案第70号の鞍掛沼公園3施設と同様に、潟上市内で営む法人および団体とし、10月1日から市広報で募集を行い、その後、ヒアリングを実施し、11月11日に指定管理者選定委員会を実施し選定したものでございます。

ちなみに、応募は昭和総合開発株式会社1社でありましたが、審査の結果、昭和総合開発株式会社の指定管理の指定をすることと致しました。

昭和総合開発株式会社の概要につきましては、参考資料の24ページに掲載しておりますので、参考の上、ご審議くださるよう宜しくお願い致します。

次の31ページをご覧になっていただきたいと思います。

議案第72号、天王漁業集落運動広場の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

天王漁業集落運動広場

2 指定管理者となる団体

秋田県潟上市天王字江川56番地 2

江川自治会

会長 石井 博

3 指定の期間

平成23年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで

天王漁業集落運動広場の指定管理の指定につきましては、市と致しましては、地元の施設は地元で管理をするというのが望ましいと考えている中で、当該施設の管理を江川自治会から指定管理者指定申請書が提出されました。その内容を精査、検討した結果、単独指名が妥当と考え、11月11日の指定管理選定委員会で審査し選定したものでございます。

ご審議のほど宜しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第16、議案第73号 平成22年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について から 日程第24、議案第81号 平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）について】

○議長（千田正英） 日程第16、議案第73号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）についてから日程第24、議案第81号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）についてまでを一括議題とします。

議案の朗読を省略します。

議案第73号から議案第81号までについて当局より一括して提案理由の説明を求めます。

山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、平成22年12月定例会に提出致しました議案第73号から議案第81号までの補正予算の大綱についてご説明申し上げます。

なお、各会計の概要説明に先立ちまして、このたびの補正予算では先ほどの人事院勧告に伴う人件費について条例案の上程を致しましたけれども、人件費を一般会計をはじめ各特別会計および企業会計の全般にわたりまして計上しておりますことを申し添えながら説明致します。

議案書の32ページからお願い致します。

議案第73号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）については別冊の

とおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第73号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第4号）の1ページめをご覧ください
だきたいと思います。

議案第73号、平成22年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）は、歳入歳出予算
の総額に歳入歳出それぞれ8,549万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞ
れ141億6,201万3,000円とするものでございます。

歳入予算について主なものをご説明申し上げます。

10ページめをご覧くださいだきたいと思います。

1款1項1目市民税個人分につきましては5,100万円の減額でございます。2項1目
固定資産税につきましては1,200万円の減額でございます。

9款1項1目地方交付税につきましては、普通交付税1,681万9,000円の追加ござい
ます。

11ページをお願い致します。

11ページ下段から12ページ上段になりますけれども、13款2項国庫補助金については
3,735万6,000円の追加ございまして、主なものは1目総務費国庫補助金でありまして、
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金2,318万3,000円と2目民生費国庫補助金であり
まして、生活保護適正実施事業補助金1,123万9,000円でございます。

13ページをご覧くださいだきたいと思います。

18款1項1目繰越金は1億4,301万6,000円でございます。

14ページをお願い致します。

20款1項市債につきましては3,220万円の減額でございます。

主な内容につきましては、農業基盤整備事業債が2,480万円の追加、公園施設整備事
業債が1,130万円の追加、臨時財政対策債につきましては6,780万円の減額でございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

15ページをお願い致します。

2款1項1目一般管理費につきましては1,056万1,000円の追加ございまして、主な
ものは3節職員手当等のうち退職手当負担金が686万円と、4節共済費のうち社会保険
料が582万3,000円でございます。

16ページをご覧くださいだきたいと思います。

2款1項5目財産管理費につきましては129万9,000円の追加でありまして、主なものはアナログ放送から地上デジタル放送への移行に伴いまして、昭和庁舎による電波障害の補償金158万4,000円でございます。

18ページをご覧くださいと思います。

2款1項16目地域再生事業費につきましては5,239万円の追加でございます。

主なものは、農山漁村活性化施設用の備品購入費5,100万円でございます。

19ページをご覧くださいと思います。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては299万3,000円の追加でありまして、主なものは住民基本台帳カードの購入のための消耗品費315万円でございます。

24ページをご覧くださいと思います。

3款6項1目少子化対策事業費、健康推進課分でございますが、742万5,000円の追加でありまして、子宮頸がん予防接種委託料でございます。

25ページをお願いします。

4款1項2目予防費につきましては3,866万5,000円の追加でありまして、日本脳炎予防接種事業とインフルエンザ予防接種事業にかかわる予防接種委託料と事務費でございます。

26ページをお願い致します。

4款2項3目クリーンセンター費につきましては731万7,000円の追加でありまして、主なものは修繕料1,350万円であります。

27ページをお願い致します。

6款1項4目農地費につきましては2,779万円の追加でありまして、主なものは天塩地区にかかわる県営土地改良事業負担金2,764万円でございます。

29ページをお願い致します。

8款4項4目フットボールセンター整備事業費につきましては2,615万9,000円の追加でありまして、フットボールセンター整備の工事費が1,195万8,000円、同施設の備品購入費が1,420万1,000円でございます。

30ページをお願い致します。

10款1項2目事務局費につきましては478万8,000円の追加でありまして、主なものにつきましてはアナログ放送から地上デジタル放送への移行に伴う羽城中学校と大久保小学校による電波障害の補償金531万2,000円でございます。

続きまして、議案書の33ページになります。

議案第74号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

予算書の方でございますけれども、議案第74号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）の1ページめをご覧くださいと思います。

議案第74号、平成22年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,514万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億8,303万5,000円とするものでございます。

2ページめをご覧くださいと思います。

歳入予算について主なものを申し上げます。

3款2項国庫補助金796万円、10款1項繰越金2,738万1,000円をそれぞれ追加するものであります。

歳出予算について主なものを申し上げます。

1款1項総務管理費につきましては776万4,000円でありまして、主に電算システム改修にかかわる費用を、2款2項高額医療費につきましては、実績見込みによりまして2,498万5,000円をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、議案書の34ページ、議案第75号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第75号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）の1ページめをご覧くださいと思います。

議案第75号、平成22年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）（案）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,222万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、人件費でございます。

続きまして、議案書の35ページになります。

議案第76号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第76号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）の1ページめをご覧いただきたいと思います。

議案第76号、平成22年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）（案）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,069万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,721万6,000円とするものでございます。

2ページめをお願い致します。

歳入予算の主なものにつきましては、前年度繰越金6,066万9,000円でございます。

歳出予算の主なものにつきましては、2款保険給付費でございます。1項介護サービス諸費と6項高額医療合算介護サービス等の組み替えでございます。

それから5款1項基金積立6,066万9,000円でございます。

議案第77号であります。議案書の36ページになりますが、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第77号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）の1ページめをご覧いただきたいと思います。

議案第77号、平成22年度潟上市有線放送事業特別会計補正予算（第2号）（案）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ365万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,543万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、有線放送事業が指定管理者に移行したことに伴う清算でございます。

続きまして、議案書の37ページになります。

議案第78号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第78号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第78号、平成22年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,789万3,000円とするものでございまして、補正の主

な内容につきましては、施設の補修費でございます。

議案書の38ページをお願い致します。

議案第79号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第79号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）の1ページをお願い致します。

議案第79号、平成22年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第3号）（案）につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ224万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億7,305万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、事業費の組み替えでございます。

議案書の39ページをお願い致します。

議案第80号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第80号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）の1ページめをご覧いただきたいと思っております。

議案第80号、平成22年度潟上市土地取得事業特別会計補正予算（第1号）（案）の補正の内容につきましては、歳入予算の組み替えでございます。

議案書の40ページをお願い致します。

議案第81号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）については別冊のとおりであります。

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

議案第81号、平成22年度潟上市水道事業会計補正予算（第3号）（案）につきましては、収益的支出は1,539万8,000円の追加でございます。資本的支出については1,210万9,000円の減額でございます。

補正の主な内容につきましては、配水管洗浄委託料の追加と量水器関係予算の組み替えでございます。

以上でございます。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

【日程第25、同意第7号 人権擁護委員候補者の推薦について】

○議長（千田正英） 日程第25、同意第7号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

同意第7号について提案者の説明を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 同意第7号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 潟上市飯田川下虻川字屋敷112番地

氏 名 鑑 長秀

生年月日 昭和24年7月23日

平成22年11月30日提出 潟上市長 石川光男

提案理由

平成23年3月31日付けで人権擁護委員の鑑セイ子氏が任期満了となるので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならないものである、これが提案理由であります。

鑑さんの略歴についてはお手元にお届けしてありますが、県庁職員を退職した方で人権擁護委員としてふさわしいと考えておりますので、宜しくお願いします。

なお、鑑セイ子さんからは後進に道を譲りたいという申し出があることを申し添えておきます。

以上であります。

○議長（千田正英） これより同意第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第7号を採決致します。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

【日程第26、発議第7号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）】

○議長（千田正英） 日程第26、発議第7号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案の朗読を省略します。

発議第7号について提出者より説明を求めます。9番戸田俊樹議員。

○9番（戸田俊樹） 発議第7号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について申し上げます。

提出者は私戸田俊樹、賛成者は鈴木斌次郎議員と西村 武議員の2名であります。

提案理由は、現在の厳しい社会経済状況をかんがみ、さらに平成22年8月に出された人事院ならびに県人事委員会の勧告の内容に基づき本市の一般職員が期末勤勉手当の支給割合を減じており、さらに常勤の特別職、市長、副市長、教育長も同様の措置を講じていることから、本議会議員についても期末手当の額を0.075か月分引き下げのため条例の関係部分を改正するものであります。

内容は、第1条で今年度の支給について12月支給分の支給率を100分の160から100分の152.5に改め、0.075か月分引き下げ、第2条で来年4月1日以降の支給については6月支給分を100分の140を100分の137.5に、12月支給分を100分の152.5を100分の155に改めるものであります。

なお、この改正による影響額は、議員20名全体で62万7,900円の減額となります。

以上であります。

○議長（千田正英） これで説明を終わります。

これより発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第7号を採決致します。本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（千田正英） 全員起立です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

【日程第27、庁舎建設調査検討特別委員会審査報告】

○議長（千田正英） 日程第27、庁舎建設調査検討特別委員会報告を行います。

庁舎建設調査検討についての報告および本委員会に付託されておりました陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について、伊藤庁舎建設調査検討特別委員長より審査の経過と結果について報告を求めます。8番伊藤委員長。

○庁舎建設調査検討特別委員長（伊藤栄悦） 報告の前に、委員の皆様にご協力をお願い致します。

本報告書は、全委員の協議により作成されたものでありまして、改めて本会議で報告する必要はないと考えておりましたが、議会運営委員会にお諮り致しましたところ、会議記録との関係もあり、報告することになりました。20分～30分に及ぶ内容となっておりますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

それでは、庁舎建設調査検討特別委員会の報告を致します。

平成22年6月定例議会において「庁舎建設調査検討特別委員会」は設置されています。

その目的は、「庁舎建設に関する具体的内容を把握し、議会が客観的な資料に基づき正しく判断できるための調査・研究を行う」ことであります。

主な調査・研究内容は、(1) 庁舎建設と都市計画との関連性について、(2) 庁舎建設資金の財政シミュレーションについて、(3) 既存庁舎の活用計画について、(4) 主要事業との優先順位づけおよび財政シミュレーションについて、(5) その他関連事項の5つの大項目と17の小項目からなっています。

このことについては平成22年6月15日から11月26日までの間、9回の委員会を開催し、行政当局から資料の提出、説明、委員との質疑応答をし、その後にさらに委員間で協議を行ってきました。その内容について報告します。

(1) 庁舎建設と都市計画との関連性について

1-1 庁舎建設（事務所の位置）候補地選定について

庁舎建設（事務所の位置）候補地選定については、今後のまちづくりを考える上で、

- ・地域の中心的役割を担う行政拠点を形成する必要がある
- ・庁舎建設用地については合併協議や新市建設計画等で確認されている「新市の庁舎は本庁方式により天王町地内に建設するものとし、位置については昭和町、飯田川町の住民の利便性を考慮し、選定する」ことを基本に選定作業を行ってきた
- ・新庁舎は地域の拠点として位置づけられる予定であり、建設候補地周辺の環境整備や機能充実により魅力アップを図る必要がある

これらのことから、今後は新庁舎建設エリアが市の玄関口・顔としてのイメージとしてとらえながら、地域全体が発展する可能性を含んだA、B、C、3候補地を選定し比較検討した結果、C候補地を最適格地と決定したものの説明が市からありました。

3候補地の比較内容については

- ・A候補地は民間会社所有のコンクリート工場跡地であり、地中に大量の構造物が埋まっており、撤去費用が必要で財政負担が大きいと思われる。相手との協議では用地面積約3万6,500㎡（約1万1,000坪）全面積取得の場合は8億円と提示されており、必要面積だけの取得の場合は賃貸契約となる旨の条件が提示されている。

地域の発展という観点から見ると、A候補地の後背地は集団的な優良農地で開発は困難と考えられる。道路の向かい側は既に事務所やスーパーが立地しているため、新たな開発の余地は少ないと思われる。したがって、新庁舎を建設した場合は隣接する男鹿方向の土地利用が主となることが考えられる。

なお、Aの隣接地は市街化調整区域に指定されているが、都市計画法第34条第11号の導入により開発は可能となる見込みである。

- ・B候補地は市所有のグラウンドゴルフ場（グランパスくらかけ）面積約3万6,000㎡（約1万900坪）であるが、平成21年実績で約4万人がプレーをして楽しんでおり、健康増進や世代間の交流の場、鞍掛沼公園施設との一体性を考慮すれば代替地が必要である。その場合、およそ2億5,000万円程度の整備費が必要と考えられる。

地域の発展性という観点から見ると、B候補地は公園とA候補地に囲まれ、A候補地と同様に後背地は優良農地、道路向かいには既に事業所が立地している。このため、サービス施設の立地可能性は候補地Aの活用と同じ方向、男鹿方向の土地利用となる。

- ・C候補地は医療法人等所有地。面積約2万1,700㎡（約6,600坪）で庁舎建設面積と

して適正な範囲内にある。道路を挟んだ向かい側に市有地があり、一体的に使用できる。民間不動産会社倒産後の競売基準価格は、平成21年7月時点で約3,600万円となっており、実際に購入する場合は、周辺の土地の実勢の売買価格などを参考に交渉することにはなるが、A、B候補地より優位な条件となることが期待されている。

地域の発展性という観点から見ると、C候補地は幹線道路からやや離れているが、C候補地の外周に道路を整備することで周辺の開発が可能となる。また、C候補地と主要地方道秋田天王線に挟まれた三角形の市有地を活用できることで、銀行やコンビニ、飲食店等の小規模店舗立地は可能と考えられる（三角形の土地は第一種、第二種住居地域に指定されており、小規模店舗の立地は可能）。さらに、市道追分下出戸線の沿道活用も都市計画法第34条第11号の導入により可能となるので、土地利用という面ではA、Bと比較すると地域の発展可能性は高いと言える、との市からの説明がありました。

委員と市当局との質疑応答は

Q：A、B、C候補地選定以外に、例えばD、Eといった候補地の検討はあったか。

A：国道101号線沿いの地域について調査検討したが、購入土地面積、土地条件から難点があり、A、B、Cの3案に絞り込んだ。

Q：候補地A、B、Cの選定、C候補地を最適格地と決定したのはどこでか。C最適格候補地決定の選定基準は何か。

A：選定は行政内部検討委員会で決定した。選定基準としては庁舎建設面積が確保できる場所という条件のもとに、利用者のアクセス、新市のシンボル性、今後の発展性、経済性、法規制といった要件を加味し、A、B、C候補地を選定した。C候補地を最適格地と決定したのは、用地面積の確保、価格面で優位にあると予測されること。アクセス面で市の中心としてバランスがとれており一体性の醸成が図れること。向かい側に市有地があり活用ができることなど、A、B、C候補地を比較検討した結果である。

1-2 都市計画の進捗状況と庁舎建設について

平成22年度末までに潟上市都市計画マスタープランを策定すべく、全体構想、地区別構想の素案を策定中である。鞍掛沼公園周辺を新庁舎建設により行政・交流拠点として、新たな拠点形成を図る区域として検討中である。このため、現在、市街化調整区域と

なっているC最適格候補地（果樹試験場付近）の土地利用については、都市計画法第34条第11号の区域指定を行い、庁舎建設予定地を含む一帯の区域を、あらかじめ事務所等の建設を可能とする土地利用の転換を図る地域とすることを検討している、との市からの説明がありました。

委員と市当局との質疑応答は

Q：都市計画に基づき、まちづくりの将来像を想定し、庁舎建設位置を決定すべきではないか。

A：市街化区域の用途拡大は、県の人口フレーム計算によると現制度の中では厳しい状況にあるため、現制度の中で地区計画を立てて周りの土地利用をコントロールし、法が整備された段階で市街化区域に編入したらどうかとの県の指導を受けている。

Q：都市計画法第34条第11号により開発する場合、その面積はどのくらいになるか。

A：開発許可申請を受けて市が許可していくので面積的制限はないが、想定としては道路から奥行き50mラインの区域で検討している。

Q：5つの地域エリアのネットワーク化を図っていききたいとのことだが、具体的な将来構想、都市計画像を持っているのか。

A：国道7号線と101号線の交通軸を基本として有機的に結びつけていききたいと考えている。将来の都市計画像は素案の素案段階にある。

1－3 福祉、医療、生活インフラの整備について

商店や医療、金融機関などについては現段階では市主導で出店や誘致の計画はない。道路整備については建設候補地に接続する交差点改良と道路拡幅を計画している。汚水は公共下水道に接続する、との市からの説明がありました。

1－4 人口動態推計について

将来推計人口は、平成22年の35,515人から10年後の32年には33,797人に。生産年齢人口（15から65歳未満）は、平成22年22,087人から32年には18,898人となり、老年人口（65歳から）は、平成22年8,986人から32年には11,271人、将来推計世帯数は、平成22年12,961世帯から32年には13,150世帯になる、との市からの説明がありました。

1－5 交通の利便性確保について

建設候補地は、国道101号沿線区域であり、利用者のアクセス性や時間的・距離的に最もバランスのとれた市の中心地である。駐車場・駐輪場を確保し、来庁しやすい環境に整備する。高齢者をはじめ交通弱者の方々は、鉄道やバスといった公共機関の利用が

多くなると予測される。追分、出戸方面は中央交通「追分線」路線バスの確保、天王、湖岸、二田方面や昭和方面からはマイタウンバスの運行、マイタウンバスがグリーンランドまで乗り入れていない飯田川地区とあわせ、路線の延長や延伸、増便、路線バス会社との接続も含め可能な限り検討、協議し、利便性を確保したいと考えている。

J R利用者については、二田駅、大久保駅までのマイタウンバスの接続など、可能な限り利便性を確保してまいりたい。将来的にはデマンド型乗合タクシーや無料巡回バスの運行など先進地事例の調査・検討を行う、との市からの説明がありました。

委員からは、車社会ではあるが、公共交通機関のJ R利用者にとっては厳しい状況にある。どう克服するかを検討が必要である。交通弱者にとってのバリアフリー化、児童やお年寄りのための歩道や自転車道の整備の必要、道路網の整備も必要ではないか、との発言がありました。

庁舎建設候補地の選定について、平成21年3月策定の「新庁舎建設基本構想」では、「庁舎建設に当たっては市民の声を的確に反映しつつ、建設地や庁舎の規模、既存庁舎の利活用等の調査を進める」としておりましたが、市民の参加、市民への情報開示、説明、議会との協議等はなく、行政内部で検討し決定されたものでした。

言うまでもなく、市庁舎建設は潟上市民の生活のあり方を左右する重要な事業であり、その位置の決定は市民生活に大きな影響を及ぼします。

委員からは、合併特例債活用期限の平成26年度まで十分時間があり、基本構想の理念に基づき、候補地の選定に当たっては市民の声を反映させるため、市民も参画する選定委員会を設置し、明確な選定基準を設定しながら候補地を選定すべきである、との発言がありました。

また、庁舎の建設は合併協定に沿って早く進めるべきである。あるいはまた、新しい時代に向かい新都市を形成していく段階で、都市計画をベースにした「まちづくりの将来像」が、行政当局から明確に示されていない状況にあるが、都市計画の中での市庁舎の位置は重要な要素であるので、行政当局も時間に余り拘束されずに庁舎建設計画に取り組むべきである、との発言もありました。

さらに委員からは、

- ・ C候補地は幹線道路よりやや奥まった場所であるが、向かいに市有地があり有効活用できること。都市計画法第34条第11号の導入により庁舎を中心とした新しいまちづくりが可能であり、A、Bに比較して開発による発展性も期待できる。

- ・ C 候補地は土地購入面で経済性があるとしているが、道路から低く、造成等の費用が見込まれる。
- ・ B 候補地はグラウンドゴルフ場の移設費用もかかるのでC案を最適格地としたとのことだが、B 候補を庁舎建設地とし、市有地にグラウンドゴルフ場を移設しても費用的には変わらないのではないか。
- ・ C 候補地はくらかけの里、ケアコンプレックスと福祉施設があり、公園というものひとつの福祉エリアである。そこに市庁舎建設ということになると、用途が混在し、整理された都市づくりとは言えないのではないか。
- ・ B 候補地が市のシンボル、玄関口として最も適しているのではないか。
- ・ C 候補地に庁舎を建設すれば市の政治・経済の核となり、都市計画法と市の適切な指導により喫緊の人口減少の課題への対応において相乗効果も期待できる、などの意見がありました。

(2) 庁舎建設資金の財政シミュレーションについて

2-1 庁舎建設費

庁舎本体建築面積7,510.9㎡（㎡単価32万円）24億349万円。外構工事11,785㎡（㎡単価2万円×11,785㎡）2億3,570万円。設計管理費1億200万円＋地質調査費委託料など、総建築費は28億4,118万8,000円となっている。このほかに、現在未定となっている付帯工事費、用地買収費、造成費、備品費等が加算される、との市からの説明がありました。

2-2 庁舎建設にかかわる合併特例債の活用計画について

合併特例債の具体的な起債対象面積の積算については、実施設計の段階で積算するが、ここでは職員数・議員数等を参考に算出すると、庁舎建設費（5,389.2㎡×18万2,270円）9億8,228万9,000円。特殊付帯工事（設備）（7,510.9㎡×10万円）7億5,109万円。設計監理委託料1億172万6,000円。合計額18億3,510万5,000円に対する起債充当額95%で、起債可能額は17億4,330万円となる。（なお、外構工事の中でも合併特例債の対象にできるものがあるが、規模と内容を検討する必要がある。起債可能額に外構部分を加えると、ほぼ計画どおり18億円程度の合併特例債を活用できる見通しとなる）

起債償還計画は、20年償還で現在の年利率1.63%で計算すると、償還金総額は21億2,970万4,000円、うち交付税算入額14億9,079万4,000円、潟上市持出分は6億3,891万円となる。これに土地購入費等の特例債活用可能額が加算されることになる、との市からの説明がありました。

委員からは、積算根拠となる積算基準についての質問がありました。このことについては、平成22年4月1日付けの総務副大臣通達基準により算定した、との回答がありました。

(3) 既存庁舎の活用計画について

・昭和庁舎

潟上市幼保一体化施設基本計画に基づく

1案 昭和認定こども園（仮称）（財源約2億5,000万円）

2案 昭和認定こども園（仮称）と昭和公民館別館の複合施設（財源約1億9,951万円）

3案 市文化ホール（財源約6億9,620万円）

・飯田川庁舎

市有施設を使用している社会福祉協議会統合事務所や土地改良区、湖東森林組合事務所としての利活用や民間への売却等を検討。

・天王庁舎

解体を予定（財源約1,970万円）

なお、昭和、飯田川、追分地区には窓口機能を存続するとの市からの説明がありました。

委員からは、既存庁舎の活用計画については、地域の発展、活性化など地域住民生活と密接な関係があるので、跡地利用計画検討委員会（仮称）等を立ち上げ、地域住民の声を反映させた利活用計画を策定すべきであるとの意見がありました。

(4) 主要事業との優先順位づけおよび財政シミュレーションについて

平成22年度から26年度までの5年間の財政シミュレーション（普通会計）と主要事業計画（ハード整備案）が提示されました。

財政シミュレーションは、22年度歳入額143億7,500万円、歳入歳出差引額0円、23年度歳入額138億4,300万円、歳入歳出差引額2億6,200万円、24年度歳入額152億4,300万円、歳入歳出差引額2億2,300万円、25年度歳入額146億2,800万円、歳入歳出差引額4億900万円、26年度歳入額135億8,700万円、歳入歳出差引額5億5,700万円。

財政指標は

・経常収支比率

平成22年度90.8%、23年度90.7%、24年度91.1%、25年度90.2%、26年度90.4%

- ・実質収支比率

平成22年度14.8%、23年度14.3%、24年度14.0%、25年度13.3%、26年度12.2%

- ・財政力指数

平成22年度0.35、23年度0.34、24年度0.33、25年度0.33、26年度0.32

- ・主要事業計画は20事業が提示され、5年間で約109億1,100万円の投資を見込んでいるとの市からの説明がありました。

委員からは、平成22年度から26年度までの主要事業が示され、庁舎建設費総額28億円が平成24・25年度各14億円ずつ計上されているが、庁舎建設にかかわる全体総額が含まれていない。合併時に123億6,800万円の特例債活用事業計画が示されていたが、合併特例債活用事業とその額が明示されていないため、財政シミュレーションと財政指標との整合性・信頼性に問題があるのではないかという意見がありました。

また、合併特例債活用期限である平成26年度までの特例債有効活用を図るため、現在までの活用実態と活用計画を検討する必要があるのではないかという委員からの意見がありました。

(5) その他の関連事項

5-1 庁舎建設基本計画および実施計画について

庁舎建設基本計画および実施計画は、庁舎建設用地が決定してから策定する予定であるが、現在、検討中の内容は基本構想を継承し、新庁舎の敷地利用、配置計画、諸機能など、基本設計に反映すべき諸条件の整理・検討を行う内容で整備する。実施計画は策定しない。基本計画は実施計画の内容を含んだ計画とする、との市からの説明がありました。

5-2 建設計画の今後のスケジュールについて

建設計画の今後のスケジュールについては、建設地が決定した後に正確なスケジュールを作成し、議会、市民に周知していきたい、との市からの説明がありました。

5-3 現昭和庁舎の本庁舎活用可能性の可否について

現昭和庁舎の本庁舎活用可能性の可否については、その問題点として

1. 執務スペースが細分化されており、作業効率がよくないこと
2. 現在の議場は新庁舎の規模として小さいため、新たに増築が必要である
3. 駐車場は、必要台数分は確保できるが、分散されるため利用しづらい状況となる
4. 建設コストについては、支持基盤が深いため、くい工事費の事業費全体に占める

割合が大きくなる

5. ランニングコストは、最先端技術の観点から見ると環境配慮型建築ではないため、エネルギーコストに関し総合的に判断した場合、庁舎活用のメリットはないように思われる

6. 増床のため吹き抜け部分に床を張る扱いに関しては、庁舎は鉄骨鉄筋コンクリート構造のため、構造に耐えるだけの鉄骨フレームを挿入する必要がある。鉄骨フレームを挿入するには、場合によっては現在の2階部分の解体も必要。2階に床を張った場合、1階部分の照明や排煙・空調関係も必要となり、事務組織の再配置を考えて既存部分の改修を実施する必要もある。予算上は、単純に㎡当たり30万円から50万円の工事単価と考えても鉄骨フレームの挿入や解体、柱設置、基礎補強、空調対応など考えると、相当の経費を見込む必要がある。

総合的に考えると、これだけの費用と手間をかけるのは現実的であるとは考えていない、との市からの説明がありました。

委員会から、建設コスト、ランニングコスト、増床のための吹き抜け部分に床を張る扱いに関し、詳しい内容の提示を求めましたが、昭和庁舎を本庁舎目的とした増設については検討していないとの市からの報告がありました。

5-4 分庁舎方式の評価について

評価できる点は、旧庁舎を利用しているため地域住民の利便性がよいこと。大規模な改修など多額の初期投資費用がかからないこと。情報化の発達により、通常業務（机上）に限定する場合、連絡体制がスムーズに行われることなどが考えられる。

評価できない点は、本庁機能が3庁舎に分散し、市民にとっては移動を余儀なくされるケースもあり、不便をかけていること。日常業務においても複数の部門にまたがる場合の業務調整は困難で、連絡調整、各種会議などでは3庁舎間を移動するなど、非効率、事務効率の向上は望めず、業務に停滞を来すものと考えられる。災害発生時の部局横断的に迅速な対応を求められる場合にも、災害対策に当たる職員が3庁舎に分散しているために初動体制に遅れが出ないか、迅速な指揮命令ができるのか、市民の安全確保が大丈夫か大きな不安もある。分庁舎であるがゆえに維持管理費等の増崇も見られる。各庁舎の修繕費用、耐震化費用、バリアフリー化を進める等、多くの費用が見込まれる。職員についても、コミュニケーション不足や一体感の醸成が進まない要因となっている、との報告が市からありました。

ここまでが特別委員会の報告であります。

次に、陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について申し上げます。

本陳情は、総務文教委員会において参考人を招致して詳細にわたり審査した経緯があることから、このことを十分に尊重し、参考にしながら協議を進めることを確認しています。

委員からは、陳情書を見る限り、建設の中止を求める陳情でありながら、いずれは建ててもかまわないとか、いまひとつ陳情者の真に意図するところがわからないという意見、陳情の中にある分庁方式には賛同しかねるところがあるという意見がありました。

また、陳情者が主張する財政的な不安については、特別委員会において示された資料から判断すると、そのようなことはないように思う。市民の過重な負担については、人口減の中での負担は懸念されるので協議が必要かとは思いますが、財政的な不安はないと判断してもいいと思うという委員の意見もありました。

さらに、特別委員会で調査を進めてきた中で新たに明らかになった事項もあり、その点から陳情の採決の判断材料は揃ったという意見、総務文教委員会の審査結果を十分に尊重するという考えに変わりはないという委員からの意見がありました。

陳情の趣旨は理解できるという委員からの意見もありました。

本陳情について採決の結果、不採択とすべきとする委員が多数となり、本委員会では不採択とすべきものと決しました。

以上、庁舎建設調査検討特別委員会の報告と致します。

○議長（千田正英） ただいまの庁舎建設調査検討特別委員会の報告については、質疑を省略して報告を終了したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認め、庁舎建設調査検討特別委員会の報告は、これで終了します。

次に、陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書については、質疑を省略して直ちに討論に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） 異議なしと認め、直ちに討論を行います。討論ありますか。最初に、不採択にするものに対しての発言を許します。17番。

○17番（堀井克見） 昼食時間も大分20分ぐらい経過しましたがけれども、今、潟上市民が最も関心が高く、しかも合併6年めの、潟上市の将来の命運を決するという大事な庁舎の問題でありますので、ちょっと皆さんから貴重な時間をお借りして、しっかりと、しかも丁寧に、中止を求めるということに反対の立場から討論をさせていただきたいと思っておりますので、議員の皆さんはもとより当局の皆さん、そしてまた傍聴者の皆さん、しっかりとひとつお聞きいただきたいと存じます。

陳情第6号、新庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情書について、私は不採択とすべき立場から討論を致したいと存じます。

本陳情は、6月定例会で総務文教常任委員会に付託され、9月定例会で委員会としては不採択とすべきとの結論が一たん出ておりましたが、庁舎建設特別委員会の調査、それから研究が終了されるまで判断は待つべしという意見があり、特別委員会に再付託、審査されております。

このたび不採択すべきものと結論が出ております。私はこの一連の流れにおいて、特に総務文教常任委員会の委員として、参考人の意見を聞きながら調査した内容を根拠、理論づけの柱として討論を致したいと存じます。

まずはじめに、議会が陳情審査をするに当たって採択、不採択の判断をする一番の要因となるものは何か、何を一番重要視すべきか、また、何を考慮しなければならないかについて私の考えを若干述べさせていただきます。

陳情は、そもそも市民が議会に対して、このような困った問題があるから何とかこのようにしてほしいという願いを届けるところに本質があるものと思います。議会はその願いが妥当であるか否かを、客観的事実や数字などを参考に、さらには必要に応じて陳情者からの問題点としてとらえておる根拠、具体的にどうしてほしいかという陳情者の意見も参考に聞きながら、陳情者、議会の視点、一般市民、さらには実現性の有無から当局の視点など広い視点から審査し、これは議会としてもぜひとも願いを実現させるべきだ、全面的に後押しをしようという判断が出たときに初めて採択すべきものであると考えております。審査する過程において、陳情者の問題のとらえ方に事実と異なる点があったり、陳情者の考え方に懸念される事項がある場合は、それらが払拭されない限りにおいては不採択とせざるを得ないと思うのが私の考えであります。陳情審査に対する基本的な考えを皆さんに申し上げました。

さらにもう少しつけ加えるならば、私は陳情の採択の基準をいたずらに高くするもの

ではございません。陳情は市民の切なる願いであり、できるだけ採択すべきものとの考えもあるわけでありますが、それもある意味では正論かもしれません。しかしながら、市民が事実と異なる内容や考え方に沿って陳情されたときは、それをある意味で正しい方向へ導くことも議会としての重要な責務であり、その意味で議会は、より慎重に審査しようということが私の説いているところでもあります。そういう意味から、今回の陳情について、陳情書に沿った形で、なぜ不採択とすべきと私が判断するに至ったかを説明しますので、趣旨をご理解の上、議員各位のご賛同を願いたいと思います。

お手元に陳情書の写し、それから、また、9月の定例議会で議員の皆さんに配付してあります総務文教常任委員会の会議録もあわせて照らし合わせながらお聞きいただければ幸いに存じます。

まず、陳情書の前段にあります社会情勢の不安定な現経済下ではという内容についてであります。陳情者からは総務文教常任委員会の報告にもありましたとおり、「アメリカ、いわゆる米国のリーマンショックに始まり、世界経済、日本経済は深刻な状況にあり、それに気づかないで市政を運営する市長ならびに市議会議員の見識を疑う」という発言がありました。果たしてそうでありましょうか。我が潟上市は、リーマンショックに始まった世界・日本経済の影響をもろに受け、庁舎建設を中止しなければならないような財政状況でありましょうか。市、市議会は、漫然とした財政運営を合併後5年ないし6年に今なんなんとしておりますが、この間行ってきたでありましょうか。先般の6月定例会の一般質問への回答で、市長からは合併後の財政状況について非常にわかりやすいご説明がございました。いわゆる住民一人当たりの借金が大幅に改善されていること、公債費比率も改善されていること、庁舎建設基金の確保にめどが立ったこと、不測の事態に備えた財政基金も準備できたことなどなど、これらの説明がございました。漠然と市政運営をしていたという趣旨の発言が当たるのでしょうか。このことを陳情者にお伝えしたところ、「財政的な数字にはからくりがあり、幾らでも調整は可能だ。一面的に数字をとらえるべきでない」との発言がございました。陳情者からは、潟上市の財政事情をどういうふうにとらえているのかという、具体的に財政的などんな問題があるのか説明は全くございませんでした。陳情者の社会情勢の不安定な現経済下においての主張は、はっきりとした根拠に基づくものとは確認できず、したがってこの根拠の上に成り立つ庁舎建設を中止するという陳情を議会としては簡単に後押しすることができないのであります。

さらに関連して、庁舎建設基金を雇用の確保に活用すべきと強く主張されております。私は、市、いわゆる行政が基金を使って雇用の場を作ることができるものか甚だ疑問に思います。行政ができるのは各種の施策を展開するものであって、公金を直接的に投入するものではないと考えております。陳情者から具体的なものが示されない状況では、主張を簡単に議会として受け入れることはできないものであります。庁舎建設中止の理論づけには、したがってならないものと考えます。

次に、三つの提案についてであります。提案はいずれも庁舎建設を中止するという点について、その主張を補完する意味合いからのものであります。提案が後押しするような揺るぎない確固たる要因となるものについて私の考えを述べさせていただきます。

一つ、3庁舎と1出張所活用で市民の利便性を最優先することではありますが、陳情者の真の意図するところは、高齢化社会において、いわゆる交通弱者と言われる方々にとって、地域から市の機関がなくなることは大変なことだということでありました。陳情者はそれを懸念し、あえて提案事項として庁舎建設中止の一つの要因として主張しているものであります。これについては一つの方向性が市当局より明確に示されております。新庁舎建設特別委員会で新庁舎が建設されても現在の3庁舎と1出張所については、機能を縮小しても残すと当局が明言をされております。陳情者が懸念されている事項についてですが、懸念事項としては存在しないと判断されるものであり、この提案は庁舎建設を中止する要因、後押しとするものとは既になり得ないものであります。何も懸念されることはありませんよということを、いずれ当局から何らかの形で陳情者も含め市民全体にお知らせする場面がくると思います。

二つめではありますが、天王庁舎は公民館と合築、新築することについてであります。陳情者の意図するところは、天王庁舎の駐車場が狭いといった問題があることから、駐車場が確保できる天王公民館が場所的によいのではという新築、合築までは考えていない単なる提案ということのお話でありました。御存じのように天王庁舎は築45年を経過し、老朽化も進んでおります。駐車場も決して広いとは言えません。先ほどもご説明致しましたが、天王地区にいずれ窓口機能は残ります。高齢者の利便性を含めた場所的、機能的、もちろん駐車場の面も含め、当然検討されてまいります。陳情者からの駐車場の確保の面からも一つの提案ではあります。公民館も築40年を経過しております。また、隣接の二田保育園も老朽化しております。一体の公共施設の整備については、幅広く検討が必要となってくるのが明らかであります。陳情者からの軽い提案からかもし

れませんが、はいそのとおり天王公民館に合築、新築を検討しますと簡単に議会が答える状況でないことは明らかであります。答えるべきではないことは議会全員が恐らく理解しているものと思います。容易に受け入れることができない提案は、当然のことながら最終的な庁舎建設を中止するという主張の要因とはなり得ないのであります。

三つめでありますが、主たる業務を昭和庁舎で行い、狭隘の分を増築し活用することではありますが、これは昭和庁舎が新しい、もったいない、ぜひ有効活用してほしいという、すべきだということが陳情者の根本にありました。これについても新庁舎を建設した場合の既存庁舎の活用について、庁舎建設特別委員会で既にかなり詳しい活用案が示されており、また、まだ市民に公開する状況までには至っていないため、陳情者からはむだになるのではないかと懸念され提案されるものと思いますが、いずれ決してむだにせず有効活用する姿が、姿勢が当局から十分過ぎるほど説明があることは、議員全員にご承知のことと思います。もはや懸念するような状況ではないことは確かであります。これもいずれも当局から市民に情報が公開される場面がきますので、陳情者にはいましばらく推移を見守っていただき、冷静な判断をいただきたいものと考えます。先ほどの1と同様に庁舎建設を中止しなければならない決定的な要素には全く当たりません。

さらに後段に、旧3町が一体のまちづくりが確立するまでは多額な市債が必要、借金ですね、借金が必要と明言されており、陳情者の明言のとおりであれば、庁舎建設との優先順位を考えながら調整していかなければなりません。特別委員会において向こう10年間の市の主要事業をお聞きしましたが、現在のところはそのような大規模な事業があると説明はございませんでした。念のため陳情者に「多額な借金が必要な事業とは何を想定しているのか」とお聞き致しました。「それはあなた方議員と市が考えることである」と逆に問題を投げかけられた次第であります。明確に主張されている割には、はっきりと何が必要なのかと示されず、根拠があいまいでございました。根拠があいまいである以上、庁舎建設を中止するような内容と議会では判断できないものであると考えるわけであります。

また、都市計画が決定になれば街路整備の必要も出てきますという主張をされております。これも先般の庁舎建設特別委員会の中で、庁舎を建設した場合の道路整備などの予算が示されており、建設中止とするような多額の予算規模とはなっておりません。これまた建設の中止の要因とはなり得ないのであります。

以上が陳情書に沿って審査した私の考え方、とらえ方を申し上げます。

次に、この明るい潟上を創る市民の会が作成し、市内に配布したチラシについてであります。

このチラシについては、6月定例会で市長の一般質問の回答で「事実と異なる」と明言をしております。陳情者の意見を伺っています。陳情者からは、端的に言って逆に間違いはないということでもあります。陳情者と当局のとらえ方が真っ向から違うということが明らかになっている状態であります。さらに、このチラシの配布が陳情書の署名に確実に影響した、配布の効果が確実にあったという参考人からの発言でございました。チラシの主張は、今回の陳情の趣旨と同じでありますので、私はこの点を非常に憂えるものでございます。もしチラシに間違っただけの内容があれば、誤解を与えるような内容であれば、市民は誤った方向へ進んで庁舎建設について判断したものでございます。今回の署名自体の有効性、ひいては陳情自体の正当性までが疑われるばかりか、そのような知識が市民に広く深く浸透してしまい、今後も市民が誤った判断をするという危険をはらんだ状況が強く懸念されるものであります。現にこのチラシに影響されたのかわかりませんが、チラシと同じ内容を主張して庁舎建設は絶対反対というような市民もあらわれてきているのが現状であります。チラシの内容が正しいか、誤解を与えるような過大な表現はないのか、議員各位においては庁舎建設特別委員会で見ただけであれば、もはや賢明なる判断ができるはずでございます。ここでは正しいかどうかあえて申しませんが、この陳情団体が作成したチラシが市民に与えた影響と1,200名余りの署名者が正しい知識に基づき、正しい判断をされたのかを考えていただきたいと思えます。

先ほど私の陳情に対する考え方の中で申し上げましたが、市民を誤った方向へ導かないというのも議会、あるいはまた議員の重要な責務であることを、いま一度お考えをいただきたいと存じます。

さらに、重要なのは署名の集め方でございました。今回のような市民全体にかかわる内容について署名を集めるに当たって一番重要なのは、市民全体の声を広く吸い上げる、拾うということではないかと思えます。ところが今回の陳情団体は、本人たちが申しおりましたけれども、市長の地元には行くな、市役所職員、その家族には行くな、市から仕事をもらっている業者には行くなと制約をつけて署名を集めていますということのお話でありました。市民をどういう趣旨からかわかりませんが、何か色分けをして署名活動をしたということを代表者2名が申したのであります。この陳情の正当性と陳情団

体の姿勢に大きな疑義を私は持つておるわけであります。どのような経緯があったのか、議会に提出された署名簿を見ますと、ご案内のとおり署名は昭和・飯田川の、特に昭和庁舎周辺の市民からのものに大きく偏っております。潟上市民全体の意向とは決して判断できるものでございませぬ。この点からも本陳情を簡単に採択することはできないのであります。

最後に、陳情者に「市長は合併協議の確認事項を重く受けとめ、庁舎建設を進めるべく市政運営に当たっている。このような中で庁舎建設を中止した場合、市民が一枚岩となって未来永劫発展していくかと考えておるのか」と、私どもがお尋ねを致しました。陳情者の回答であります。総務文教常任委員会の報告はございませぬでしたが、私は総務文教委員会委員として参考人招致の場に出席しておりましたので、その場でお聞きした内容を若干つけ加えながら意見を今述べさせていただきます。参考人のお一人からは、「私は合併には反対であった。庁舎も昭和の庁舎を使うべきである、そのことを時の町長に一般質問したこともあった。結局、数で合併することになったが」という発言もございました。また、もう一人の方からは、「私は庁舎建設には反対であった。天王町が庁舎建設の主張を取り下げるといふことで合併に賛成した。時の千田町長の苦渋の選択を石川市長は何と考えるのか」との発言までございました。このお二方の発言が今回の陳情の根底にあるとすれば、これは大変な問題であります。今回の3町の合併そのものが問われる重大な発言であると私はとらえております。陳情団体が真に意図するところはどこにあるのか、このお二方が当時の昭和町、飯田川町の町議会議員であり、今回の陳情団体の世話人代表であるがゆえに大きな疑問を抱くことになりました。陳情審査の範囲を超えるため、合併の是非までを参考人に問うことはできませんでしたが、総務文教常任委員会の報告以外の、特に重要な発言と考えて、あえてご説明を致す次第であります。

このような、非常に危険性をはらむ発言もあったことも私が不採択と判断した一因であります。まさしく冒頭の私の陳情審査の考え方でご説明申し上げましたが、陳情者の考え方に懸念事項があり、それが払拭しきれない限り採択することには至らないということでございます。

以上、私が本陳情を不採択と判断した一連の説明と趣旨でございます。

議員各位におかれましては、何とぞ賢明なるご判断をいただきたいと存じます。

なお、本陳情と同じ内容で市当局、市長あてにも陳情者から庁舎建設の中止を求める

文書が提出されると伺っております。庁舎建設については、議会の特別委員会の動向を見きわめながら対応したいと市長が申されております。このたびの特別委員会の報告にはございませんでしたが、委員会の採決では不採択が15人、採択が2人となり、不採択すべきとの方向が既に明確に示されておりますが、市当局においては本陳情の採択、不採択の結果を待たずに、これまで陳情者に対して当局としての考えに沿って対応しようと思えばできたわけでありましたが、二元代表制における議会の重さ、役割を十分に尊重していただき、これまで6カ月間の長期間にわたり特別委員会の推移を見守っていただきました。決して独断専行せず、幅広い視点、いろいろな意見を参酌しながら庁舎建設について判断をしていこうとする市長ならびに市当局の姿勢を、私は高く評価するものであります。この後の議会の本当の最終判断である採択、不採択の結果をよく見て、庁舎建設については一步でも二歩でも前へ前へと前進していただきたいということを心から願うものであります。

以上が私の不採択に対する討論でございます。

御静聴ありがとうございました。

○議長（千田正英） 次に、原案に賛成者の発言を許します。10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 私はこの陳情書に賛同する意見を持つ者の一人であります。全く同感でありまして、採択すべきものと考えております。

6月議会で一般質問をされた方の中に、庁舎建設の質問で分庁方式は緊急避難的措置で維持管理費が5,000万円過剰にかかっているというような話し方でありました。これはどうでしょうか。

また、建設反対と指摘されたチラシについて私自身が検証してみましたが、冒頭の建設基金が5億円というのは間違いであるのご指摘については、自己資金5億円と記載されており、15億円の建物でも10億円が特例債の適用で5億円は持ち出ししなければとしているものを質問者も答弁者も誤解していたものと思われまます。

このチラシには、庁舎建設基金について一切触れておりません。順を追って読み解くとよく理解できます。先ほども申し上げましたが、チラシの中では建設基金については触れておりません。チラシにある標準単価、標準面積に間違いはないものと推察します。したがって、潟上市が庁舎建設で特例債に該当する借りられる金額は10億円くらいです。したがって、5億円は自己資金と理解できます。予定の7,500㎡の施設建設となるとさらに1億6,000万円が自己資金に加算されることとなります。したがって、自己資金と

して6億6,000万円になる計算になります。また、防災拠点施設や外構整備費、重複しますが用地費も認められるのでなぜ含まないのか疑問でもあります。さらに、特例債が借金でないというお話がありましたが、起債とは借りるお金です。だから金利を払い償還します。傍聴の市民の方々を惑わすようなことは遺憾に思いました。

チラシを一つ一つ検証してみましたら、中身については特段の瑕疵はありません。発行者の住所が記載されていないからとしながらも、菅原勉さんには市から電話で問い合わせがあったと伺いました。本陳情は、市民の声であります。発行者が確認できるチラシが何か不審であるかの発言はいかななものかと思いました。代表者の菅原勉氏、佐々木俊則氏のお二方は、同世代で同期で友人でもありますので、彼らの名誉のために発言しておきたいと思えます。

さて、本題の採択の理由を申し述べますが、表題にあります庁舎建設の計画を中止し、現施設活用を求める陳情でありますので、はっきりと意思表示しております。これには冒頭申し上げましたように賛同し、賛辞を送るものであります。中身については読み解きに個人差がありますからあえて申し上げません。

また、庁舎建設特別委員会で昭和庁舎の本庁舎活用の可能性について、市として検討、提案しておりますが、執務スペースが細分化で作業効率が悪く、議場が狭く、駐車場が分散されて利用しづらい、建設コストのくい工事費が全体割合で比率が大きく、ランニングコストも総合的に判断したら庁舎活用のメリットがない、以下、既存庁舎の増床に言及しての市の説明でありました。

さらに、このたび特別委員会で再三当局に増築しての活用について求めるよう進言したものの、最終的には昭和庁舎を本庁舎目的とした増床は検討していませんとのご回答でありました。

私は、現施設活用を提言し、分庁方式を推進してとの市民の声を反映させることも必要ではないか、本陳情書の継続の意義もあり、昭和庁舎の狭隘なところを増築してとの考えから、比較検討も必要とのことでもあります。昭和の現庁舎に全く手を入れないで別棟で増築してはどうでしょうか。現天王庁舎の改築の必要性から総務課、税務課など約84坪ほど、飯田川庁舎を加えて仮に200坪の床面積が必要だとすれば、660㎡で計算する必要があります。床面積を単純に2倍の1,300㎡ほどで間に合うことになるのだとすれば、建築費総額予算4億6,800万円で庁舎が不自由なく十分に活用できるものが建築できる計算が成り立ちます。

また一方、単純に当局が新設するとする床面積7,500㎡から昭和庁舎の面積3,600㎡を差し引いた3,900㎡に昭和庁舎の建設時の単価36万円を乗ずると14億円となります。庁舎建設調査検討特別委員会では、この発言の機会がありませんでしたので私が申し上げたかったことは、2階建てで十分建設が可能、これを天王庁舎に置きかえて天王地区に増築、建設し、都市計画、まちづくり、町並み形成が確立するまで、二極方式で市政運営することが市民の利便性も確保できると確信するものであります。

市は各庁舎に窓口サービスを設置、市民の利便性の確保を約束しています。心からの合併となるものと思えてなりません。せめて町並み形成ができるまでは、一極集中は避けるべきとの観点から申し上げるものであります。これは例えば隣の秋田市は人口、面積で比較なりませんが、新屋支所は現存し、私が設計管理に携わっていたので記憶にあります。土崎総合庁舎を近年になって廃止し支所になりました。40年前の新庁舎を消防署と合築、施設前に新しく道路が計画されて今の場所に建築されたもので、皆さんもご承知かと存じます。当時、秋田市は旧秋田市と新国道周辺とか臨海バイパスなど町並み形成が確立されて、ようやく統合されたものと推察してよいと思います。ソフトランディング、こんなところであります。潟上市は選択肢は二択、三択であるのですが、C地点は地元周辺の歓迎の向きもありますが、天王地区の市民でさえ評判はいまいち、あそこではと考える方も少なくありません。周辺整備、街路など多額の投資、大胆な計画を念頭に十分精査すべきところであります。

縷々申し上げましたが、新庁舎の建設計画を中止し、現施設活用を求める本陳情書は、願意の本質が理解できます。

議員各位におかれましてもご賛同をいただき、ご同意くださるようお願い申し上げます。賛成意見を述べ、採択を進言致します。

以上です。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。1番中川議員。

○1番（中川光博） 私は陳情を不採択とする立場から討論を行います。

明るい潟上を創る市民の会の陳情第6号は、市民1,263名が署名している陳情であり、私たちは大きな市民運動の一つとしてとらえる必要があります。議会は陳情についての本質を見きわめ、客観的な資料に基づき、厳正に判断をしなければなりません。余談を挟まずに判断をしなければなりません。

この陳情の本質はどこにあるのでしょうか。陳情は新庁舎建設の計画を中止し、現施

設の活用を求める陳情でありながら、総務文教常任委員会の質問に対して、将来の建設もやぶさかではない旨答えています。このことは何を意味しているのでしょうか。明らかに庁舎建設の有無が問題なのではありません。この陳情の本質的な訴えは、財政への不安、将来の市民への過重な負担が懸念されることにあるということが明白です。したがって、このことについて議会は客観的な資料に基づき徹底的に審議し、陳情の是非を判断しなければなりません。議会の総務文教常任委員会が、このことを踏まえた審議を十分したのかということにあります。9月議会の報告では、この点について6月一般質問の市長答弁を引用しただけのものであり、陳情の本質的な訴えに議会みずからが調査し、客観的な数値に基づき、十分答えたものとは言えないものでした。

私は、このことから、庁舎建設調査検討特別委員会での検討項目に、一つ、庁舎建設の財政シミュレーション、二つ、今後10年間の主要事業の優先順位および全体財政シミュレーションがあることを踏まえ、客観的な数値に基づく判断が、総合的な判断が必要であり、特別委員会への再付託の動議を提出し、9月議会で可決されたのでした。

10月26日開催の第7回特別委員会で、この陳情の本質に迫る財政資料が行政当局より提出され、財政シミュレーション、主要事業計画、主要財政指標の見通しについて審議がなされました。特に主要事業計画では、平成26年度までの事業および事業費が年度別に示され、また、主要財政見通しについては経常収支比率90.4%、実質公債費比率12.2%、財政力指数0.32%と指標が示されたのでした。

多くの議論を踏まえ、私はこの結果、庁舎建設、その他主要な事業による財政不安は懸念がないものと判断致します。したがって、陳情にある財政不安は払拭できるものです。

さて、もう一つの懸念、将来、市民への過重な負担を避けるためには、人口減少時代に突入し、人口増加を前提にした今までの政策が今後しっかりと見直されていくことが必要です。この作業こそ潟上市の将来がかかっていると言っても過言ではありません。議会もこの時代の加速度的な変化に真っ正面から取り組み、みずから積極的に改革を提案していかなければなりません。まさにこのことが市民への過重な負担を回避するという事に直結するのではないのでしょうか。そういう意味で、議会も大きな責任を負うということになります。現在このことが大きく問われています。

以上の観点から、本陳情書を不採択とするものです。

○議長（千田正英） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) ほかにないので、これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決致します。陳情第6号については、庁舎建設調査検討特別委員長の報告のとおり、不採択とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立多数。したがって、陳情第6号は庁舎建設調査検討特別委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

これで庁舎建設調査検討特別委員会の報告を終わります。

【日程第28、陳情第8号 辺野古への新基地建設、米軍訓練の全国への移転拡充を約束した「日米合意」の撤回を政府に求める意見書について から 日程第38、陳情第18号 TPPの参加に反対する陳情について】

○議長(千田正英) 次に、日程第28、陳情第8号、辺野古への新基地建設、米軍訓練の全国への移転拡充を約束した「日米合意」の撤回を政府に求める意見書についてから日程第38、陳情第18号、TPPの参加に反対する陳情についてまでを一括議題とします。

陳情の朗読と説明を省略します。

ただいまの提案された陳情第8号から陳情第18号までについては、去る11月26日の議会運営委員会において、お手元に配付の請願・陳情一覧のとおり各常任委員会に付託することにしました。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(千田正英) 異議なしと認めます。したがって、陳情第8号から陳情第18号までについては各常任委員会に付託することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しましたので、散会します。

なお、12月2日木曜日の午前10時より本会議を再開しますので、ご参集をお願いします。

議事の進行上、午前中の時間が延長してのご審議、誠にありがとうございます。

午後 0時57分 散会

